

北九州市障害者差別解消条例の検討経過について

1 概要

平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、平成 28 年 4 月から施行されたことを受け、地域で差別解消に主体的に取り組み、共生社会の実現を目指す「障害者差別解消条例」を制定する動きが全国的に広がりつつある。

こうした中、福岡県においても今年度中の成立に向けて準備が進められ、また本市でも、昨年 8 月に障害者団体から条例の制定を求める要望書が提出されている。

そのため、本市では、障害当事者、事業者、学識経験者、地域福祉関係者などで構成する「北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議（以下、有識者会議という。）」を開催し、条例を制定する意義や必要性等について、様々な立場から、専門的な意見を聴取しながら検討を行ってきた。

2 有識者会議の経過報告

(1) 開催状況

	日 時	開 催 概 要
第 1 回	平成 28 年 12 月 19 日	・ 障害者差別の解消に関する国内外の動向について ・ 他自治体の条例の概要について ・ 条例の意義や必要性等について ＜検討の視点＞ ➢ 本市における障害者差別の実態 ➢ 福岡県が制定する条例の本市への影響 ➢ 条例を制定している自治体の取組状況 など
第 2 回	平成 29 年 1 月 30 日	・ 条例の意義や必要性等について
第 3 回	平成 29 年 2 月 22 日	・ 条例の意義や必要性等について（意見概要のまとめ）

(2) 主な意見

- 障害者差別解消法は紛争解決の仕組みなどが不十分であり、条例を制定し、紛争解決に向けた助言等を行う第三者機関の設置や禁止すべき差別の明確化などを規定する必要がある
- 市内の障害当事者や事業者、市民などの意見を反映し、地域の実情に応じた条例の制定が必要である
- 条例の策定過程を通じて、障害者差別の解消に向けた、市の姿勢を示すとともに、市民の関心を高めることにつながる
- 差別の未然防止を図るためにも、条例を制定し、啓発や教育等の推進を盛り込むべきである

3 本市における差別の実態

平成 28 年 10 月に実施した「北九州市障害児・者等実態調査」では、発達障害児・者の約 6 割、知的障害者及び障害児の約 5 割の方が、「障害のため差別を受けたり、嫌な思いをした」と回答している。

また、その多くの方が、単なる傾聴だけではなく、解決のための具体的な取り組みを求めている。

4 本市の条例に対する必要性の認識

- (1) 条例により、紛争解決に資する第三者機関を設置することで、市として、相談から紛争解決まで一貫して対応できる
- (2) 差別の判断基準となる「ものさし」を条例で示すことにより、障害当事者と事業者の双方にとって、差別の未然防止につながる
- (3) 差別解消には、市民が障害について正しく理解し、主体的に行動することが重要であり、市民参加による条例の制定が、市の姿勢を示すとともに、市民意識の醸成にもつながる